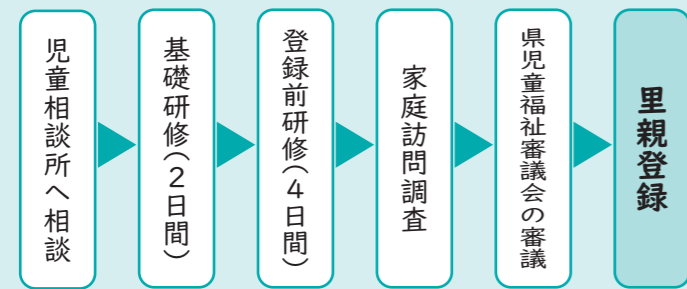


子どもを迎え入れるまでのステップ



里親になってみませんか

現在、県内では養子縁組を目的とした里親、数日から数か月など短期間で子どもを預かる里親、長期間で子どもを預かり養育していく里親、中学生や高校生などの大きな子どもと一緒に暮らす里親など、幅広く里親を募集しています。

里親Q&A

どんな子どもたちを、どのくらいの期間預かるの？

親の死亡、入院、虐待など、さまざまな理由で親元を離れて暮らす、乳幼児から原則18歳未満（必要に応じて20歳まで）の子どもです。期間は、数日～数か月の短期から、18歳までの長期まで、子どもの事情によりさまざまです。

里親に必要な資格は？

特別な資格は必要ありませんが、次の3つの要件に該当している必要があります。

- ①経済的に困窮していない
- ②本人およびその同居人が、児童福祉法第34条の20に定められている欠格事由に該当しない
- ③県が行う所定の研修を修了する

里親に年齢制限はあるの？

制限はありませんが、精神・身体・経済的に安定して子どもを養育できるかを判断します。

里親は、どのくらい収入が必要？

基準はありません。日々の生活を安定して維持できることが要件です。

実子がいても、里親になれる？

なれますが、実子と十分話し合い、新たな家族の一員として里子を受入れ、早く新しい生活になじめるような工夫や配慮が必要です。

養子縁組とは違うの？

里親と里子に法的な親子関係はなく、親権者は実親です。養子縁組は法的な親子関係を成立させる制度で、養親が親権者となります。

掲載している里親制度についての内容は、ほんの一部です。

詳しくお知りになりたいかた、里親に興味をお持ちのかたは、ぜひご相談ください。

児童相談所はもとより、近隣の児童養護施設の里親支援専門相談員もお答えできます。

- 熊谷児童相談所 里親推進担当 ☎048-521-4152
- 児童養護施設 上里学園 ☎0495-33-0506
- 児童養護施設 さんあい ☎048-585-0605



埼玉県ホームページ QRコード



埼玉さとおやこども広場 QRコード



こども家庭庁ホームページ QRコード

問合せ＝福祉課 こども福祉係 ☎76-5132

あたたかい家庭を必要としている子どもたちのために

広げよう「里親」の輪 ～10月は「里親月間」です～

子どもが健やかに成長するためには、安定した家庭環境の中で、保護者の温かい愛情の下に育てられることが必要です。

しかし、それぞれの事情で保護者と離れて暮らす子どもたちが、日本には約42,000人います。

そうした子どもを家族の一員として迎え入れ、温かい愛情と家庭的な環境で養育する制度が「里親制度」です。



里親の現状

県内には、何らかの理由で自分の家庭で生活できない子どもが約1,800人います。(令和4年6月現在)

少しでも多くの子どもが里親に迎え入れられ、家庭的な環境で養育されることを願っていますが、現在、里親の登録は不足しており、大きな課題となっています。実際に子どもを家庭に迎え入れ、養育していくには、想像以上の労力を必要とします。加えて生活において身近な人が里親制度についての理解を深めることも必要です。

里親の種類 里親には大きくわけて4つの種類があります。

養育里親

埼玉県へ里親登録を行い、児童相談所からの委託で家庭に子どもを受入れ、家族の一員として養育する里親です。手当や養育費などが支給されます。

専門里親

養育里親としての経験を経て、埼玉県に専門里親としての登録を行い、被虐待児などの特に手厚い支援が必要な子どもを児童相談所からの委託で家庭に受入れ家族の一員として養育する里親です。手当や養育費などが支給されます。

養子縁組里親

将来的に養子縁組し、戸籍上でも親子関係を結ぶことを前提として養育する里親です。手当は支給されません。

親族里親

特別な理由で、家庭養育が困難な親族の子どもを養育する里親です。養育費などの支給は認められますが、手当は支給されません。

養育に必要な費用の支給

子どもを育てるために必要な生活費、教育費、医療費、防災対策費などが支給されるので、安心して養育ができます。

里親手当

1人あたり約9万円/月 ※養育里親の場合

生活費

乳児 約6万円/月  
乳児以外 約5.2万円/月